

韓国に続いて日本でも外国人地方参政権を！

いま日本には、208万人をこえる外国人住民が暮らしています。

日本は、すでに国際人権規約や人種差別撤廃条約に加入しています。しかし、国内法制度にこれらが十分に反映されていないために、日本で暮らす外国人住民には、国際人権条約で保障されている地域社会に参画する権利など、多くの権利が制限されています。

また最高裁が、永住外国人などへの地方参政権付与は合憲であると判示し、国会に永住外国人の地方参政権法案が提案されてから、すでに十年近くになります。

いっぽう韓国では、2004年、定住外国人の住民投票権を認める住民投票法を定め、06年には政府が「居住外国人支援指針」「居住外国人モデル条例案」を各自治体に示し、07年7月18日からは「在韓外国人処遇基本法」が実施されました。さらに06年5月31日には、韓国に住む19歳以上の日本人を含む永住外国人が、地方選挙で初めて一票を投じました。

これは、アジアでは初めてのことです。また在韓日本人は、在外国民として日本の国政選挙権を、外国籍住民として韓国の地方選挙権・住民投票権を行使することができるようになったわけです。ところが、日本で生まれ育った在日コリアンなど永住外国人は、日本での地方参政権すら保障されていないのです。

日本に暮らす外国人のうち、在日コリアンなど特別永住者44万人のほか、すでに一般永住者も39万人となっています。日本において、少なくともこれら永住外国人の地方参政権を実現することは、21世紀日本の未来にとって、とても大事な課題です。

在日コリアンをはじめ外国籍住民の切実な声を国会に届けるために、院内集会を開催します。

◆韓国に続いて日本でも 永住外国人の地方参政権を求める院内討論会・集会◆

○討論会

日時 2008年2月8日（金）午後1時～2時

内容 ○参政権法案の現在と今後の展望について意見交換

○院内集会

日時 2008年2月8日（金）午後2時～3時

内容 ○衆・参国會議員の発言

○リレートーク：田中宏さん（龍谷大学教授）／江橋崇さん（法政大学教授）／他

○韓国からのメッセージ

※会場 参議院議員会館 第一議室

（会館入口に案内係がいますので、入館証をお受け取りください）

（地下鉄「国会議事堂前」「永田町駅」下車徒歩3分 千代田区永田町2-1-2）

共催：在日本大韓民国青年会中央本部

定住外国人の地方参政権を実現させる日・韓・在日ネットワーク

フォーラム平和・人権・環境

民団地方参政権獲得専門委員会

〈2008・1・31〉